

面会制限開始・解除基準

| レベル | COVID-19発生状況                         | 県定点報告数                              | 山鹿定期報告 | 面会制限 | 一般病棟(2階～5階)における面会者の範囲  | 緩和ケア病棟における面会者の範囲  | 面会の条件  |
|-----|--------------------------------------|-------------------------------------|--------|------|--|---|--|
| I   | 国内COVID-19発生報告なし                     | 0                                   | 0      | 制限なし | ・制限なし<br>※平時より小学生以下は面会不可   | ・制限なし   | ①面会者表に記名すること<br>②発熱、咳、咽頭痛などの症状がないこと<br>③COVID-19などの感染症に罹患している方との接触がないこと<br>④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過していること<br>⑤病院出入り口と病室出入り口で手指消毒を行うこと |
| II  | 国内COVID-19発生報告ありしかし、県内COVID-19発生報告なし | 0                                   | 0      | 制限なし | ・制限なし<br>※平時より小学生以下は面会不可   | ・制限なし   | 上記①～⑤に追加して<br>⑥サージカルマスクを着用すること   |
| III | 県内COVID-19発生報告あり                     | 1～9                                 | 1～9    | 制限あり | ・同居または血縁家族(家族がない場合は介助者)であること<br>・1回につき2名まで10分間とし、1日につき最大4名まで可<br>・中学生以下は面会不可   | ・同居または血縁家族(家族がない場合は介助者)であること<br>加えて患者本人とキーパーソンの許可がある友人は面会可<br>・1回につき2名まで15分間とし、1日につき最大6名まで可<br><br>・小学生以下は面会不可<br>ただし主治医の許可がある場合に限り面会可      | 上記①～⑤に追加して<br>⑥サージカルマスクを着用すること   |
| IV  | 県内COVID-19発生報告あり                     | 10～20                               | 10～20  | 制限あり | ・同居家族(家族がない場合は介助者)であること<br>・1回につき2名まで10分間とし、1日につき最大2名まで可   | ※付添いは主治医の許可がある患者の同居者、血縁家族と<br>その配偶者に限り2名まで可(病室内での付添いは1名のみ)  | 上記①～⑥を実施   |
| V   |                                      | 20以上                                | 20以上   |      | ・高校生以下は面会不可  | ・同居または血縁家族(家族がない場合は介助者)であること<br>・1回につき2名まで10分間とし、1日につき最大4名まで可<br>・中学生以下は面会不可  | 上記①～⑥を実施   |
| VI  | 院内アウトブレイク時<br>※院内感染事例発生時             | /                                   | /      | 面会禁止 | ・接触者と曝露状況等の調査が完了するまで、全病棟を面会禁止とする。<br>接触者調査完了後に、感染拡大リスクが単一部署に限定的であると判断した場合は、該当する病棟のみを面会禁止とする。<br>全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止とする。 |   |  |
| ※   | COVID-19患者への面会                       | 制限あり<br>※急変、終末期、看取りの際に主治医が許可した場合に限る |        |      | ・患者の三親等以内であること<br>・1回につき2名まで10分間の面会可<br>・小学生以下は面会不可<br><br>※免疫力が低下している方、感染予防の協力が得られない方は面会不可                                      | 上記①②④⑤⑥に追加して、病室入室時に<br>⑦職員の説明に従い、手指消毒を行い、病院からお渡しする手袋、エプロン、マスクを着用すること<br>⑧病室退室時に上記⑧を職員の説明に従い外し、手指消毒を行うこと<br>⑨入館時に着用していたマスクを再度着用し、再度手指消毒を行うこと |  |

※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。